

報告第12号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和8年6月4日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

8 専第 8 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

1 内 容 市は相手方に、金 21,520 円を支払う。

2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

3 示 談 日 令和 8 年 5 月 1 日

4 事 案 概 要 令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 2 時 48 分頃、捕獲されたアライグマを回収するために現場に向かう途中、交野市私市 3 丁目 1 番付近の合流地点で、公用車の助手席ドア前方に、相手方車両の右前バンパーを押し当てる形で接触し、双方の車両が破損したものの。

なお、事故の責任割合は、本市 10%、相手方 90%とし、それぞれ相手方損害額のうち、その責任割合に応じた額を負担する。

5 そ の 他	相手方損害額	215,204 円
	上記額のうち、本市責任額（10%）	21,520 円
	市損害額	179,300 円
	上記額のうち、相手方責任額（90%）	161,370 円
	自動車損害共済保険額	39,450 円
	市持出額	0 円

令和 8 年 5 月 1 日

交野市長 山 本 景